

沖縄県警察総括係長制度運用要綱の制定について

発出年月日：平成11年3月16日

文書番号：沖例規務2

公表範囲：全文

1 目的

この要綱は、総括係長制度の運用について必要な事項を定め、もって業務の円滑を確保し、適正かつ効果的な組織管理に資することを目的とする。

2 総括係長を置く係

一つの係に複数の警部補が配置されたことにより、所掌事務が明確に分担できないことなどから指揮命令系統や所掌事務の範囲、責任の所在が不明確になり、業務の円滑な遂行に支障が生じていると認められる係とする。

3 総括係長の任務

総括係長は、沖縄県警察の組織に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第1号）に規定する係長としての職務のほか、係内の業務の円滑な遂行を確保するため、当該係内の他の警部補に対して必要な調整（係内の警部補間の業務の重複や意見の不一致を是正することによって、係としての業務運営を円滑ならしめること。）を行うものとする。

4 同一係内の他の警部補の責務

同一係内の他の警部補は、総括係長の調整に対して積極的に協力し、係全体の効率的かつ円滑な業務の推進に努めなければならない。

5 総括係長の指定基準

警部補の階級にある者のうち、警部補在級年数、実務能力、勤務成績等を勘案の上、係内の調整機能を担うに足りる能力を有する者とする。

6 総括係長の指定及び解除

- (1) 所属長は、警部補複数配置の係が前記2に該当し、総括係長の指定が必要となった場合は、総括係長指定書（様式第1号）により総括係長を指定するものとする。
- (2) 所属長は、総括係長を指定しようとするときは、あらかじめ総括係長指定伺い（様式第2号）を警務部長に提出し、その承認を得なければならない。
- (3) 総括係長として指定された者が配置換えされたときは、総括係長としての指定を解除されたものとする。
- (4) 上記のほか、指定及び解除に関し疑義が生じた場合は、個別に警務課と協議するものとする。

様式第1号、様式第2号 省略